

産業構造審議会地域経済産業分科会の審議内容について

平成 29 年 8 月 1 日
地域経済産業グループ
地域企業高度化推進課

1. 審議の趣旨

(背景)

本年 7 月 31 日、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」(以下、「企業立地促進法」という。)が改正され、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」(以下、「地域未来投資促進法」という。)が施行されたところである。

本法律は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する地域経済牽引事業に係る計画を承認する制度を創設するとともに、当該計画に係る事業を支援するための措置等を講ずるものである。

(審議いただきたい内容)

企業立地促進法では、工場立地法の緑地面積率等の緩和の特例措置が盛り込まれていたが、今般施行された地域未来投資促進法にも企業立地促進法と同様の特例措置が盛り込まれている。

企業立地促進法では、緩和措置の具体的基準(緑地面積率の数値基準等)は、経済産業省等告示で規定されていたことから、地域未来投資促進法においても、同様の措置を講ずるため、企業立地促進法等の告示を改正することとしたい。

当該告示の改正内容について審議いただきたい。

【改正後の告示案】

- ・(資料 3) 緑地面積率等に関する工場立地特例対象区域についての区分ごとの基準(案)
- ・(資料 4) 工場立地に関する準則(案)

なお、改正内容については、地域未来投資促進法の緩和措置・仕組みが、企業立地促進法と同内容であることから、改正箇所は引用される法律名等に限られ、緑地面積率等の基準を維持する形で定めることとする。(改正箇所は、各告示の下線部を引いた部分)。

(審議の理由)

緑地面積率等の基準の公表に当たっては、地域未来投資促進法、工場立地法において、産業構造審議会の意見を聴くことと規定されていることから、産業構造審議会地域経済産業分科会への諮問し、審議していただく。

(参考：緑地面積率等の基準改正に関する協議状況)

平成 29 年

6 月 14 日 第 34 回工場立地法検討小委員会において基準案を審議・了承

6 月 15 日～ 基準案のパブリック・コメント実施
7 月 14 日まで実施。意見、コメント等はなし。

6 月 16 日 第 14 回地域経済産業分科会で小委員会の審議結果を報告

2. 今後の予定

平成 29 年 8 月中旬 両告示案施行予定

(参照条文)

- 1 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（抄）
(工場立地法の特例)

第九条 同意基本計画において定められた重点促進区域の存する市町村（以下「重点促進市町村」という。）は、(略) 条例で、同項の基準の範囲内において、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項若しくは第二項の規定により定められた準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。

- 2 経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、産業構造審議会の意見を聴いて、緑地面積率等について、工場立地特例対象区域における重点的な地域経済牽引事業の必要性を踏まえ、緑地及び環境施設の整備の必要の程度に応じて工場立地特例対象区域についての区域の区分ごとの基準を公表するものとする。

3～4 (略)

- 2 工場立地法（抄）

(工場立地に関する準則等の公表)

第四条 経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、産業構造審議会の意見を聴いて、次の事項につき、製造業等に係る工場又は事業場の立地に関する準則を公表するものとする。

(略)